

第4章

今後の障害者施策の展開に向けて

第4章

今後の障害者施策の展開に向けて

1. 地域で支える基盤づくり

～自助・共助・公助のバランス～

基本的な方向性

- ◆ 障害のある人の生活を地域で支えていくには、公的施策（「公助」）のみならず、個人の自立（「自助」）を基本として、社会の構成員がお互いに支え合う「共助」が大切であり、行政、民間企業、NPOや市民などがそれぞれの役割を果たせるよう、自助・共助・公助の施策のバランスをよく考えながら、地域における支援体制をつくっていきます。
- ◆ 福祉サービスを必要とする障害のある市民が自立した生活や社会参加ができるように、地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者、社会福祉に関する活動を行う者が相互協力して地域福祉を推進していきます。
- ◆ 地域で福祉活動を進めていくためには、市民のボランティア活動を充実させていくことが大切であり、ボランティアの自主性や自立性を尊重しつつ、市民がボランティア活動に参加しやすい環境の整備を進めます。
- ◆ 行政(市)は、福祉サービスに対するニーズを把握し、地域に必要なサービスが提供されるよう計画的に誘導していく役割を有しています。したがって、市民のニーズに即したサービスがきめ細かく提供されるしくみを地域で構築できるよう、多様なサービス供給主体の活動を支援していきます。

具体的な施策展開

(1) 地域における支援体制の整備

○地域の支えあいネットワークの形成

支えあいが必要な障害者や子育て家庭、見守りが必要な高齢者などを地域で支援していくため、地域の民生委員・児童委員、市民による協力員、介護相談員、ケアマネジャー、ホームヘルパー、社会福祉協議会、町内会・自治会、事業者などによるネットワークの形成を進めます。

【所管課：関係各課】

○地域住民、事業者、社会福祉に関する活動を行う者の協力

社会福祉法では、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。」と述べられています。本市においても、社会福祉法の理念に基づき、地域住民、事業者、社会福祉活動を行う者及び市が互いに連携し、協力し合いながら、地域における障害者福祉を推進していきます。

【所管課：障害福祉課】

○地域資源の活用

障害者の地域生活における課題を解決し、ニーズを満たしていくためには、できる限り現在ある地域資源を活用しながら、それぞれの地域で対応していくことが望まれます。市内には、障害者福祉施設のみならず、各種福祉施設、教育関係施設など多くの公共的な施設があることから、関係部局の連携・調整による様々な工夫により、できる限り既存の資源を障害者福祉の資源として活用していきます。

また、施設のみならず、専門職としての資格や経験・知識を有している市民の活用等、地域の福祉人材の確保にも努めます。

【所管課：障害福祉課、関係課】

(2) ボランティア活動の推進

○ボランティア活動への支援

障害者の地域での自立生活を支援するには、「ちょっとした手助け」をはじめとする市民の自主的なボランティア活動が大切な役割を担っています。今後も、社会福祉協議会との連携を強化し、ボランティアを幅広く受け入れながら、ボランティア活動を支援する体制をつくります。

【所管課：障害福祉課、(社会福祉協議会)】

○ボランティアの育成支援

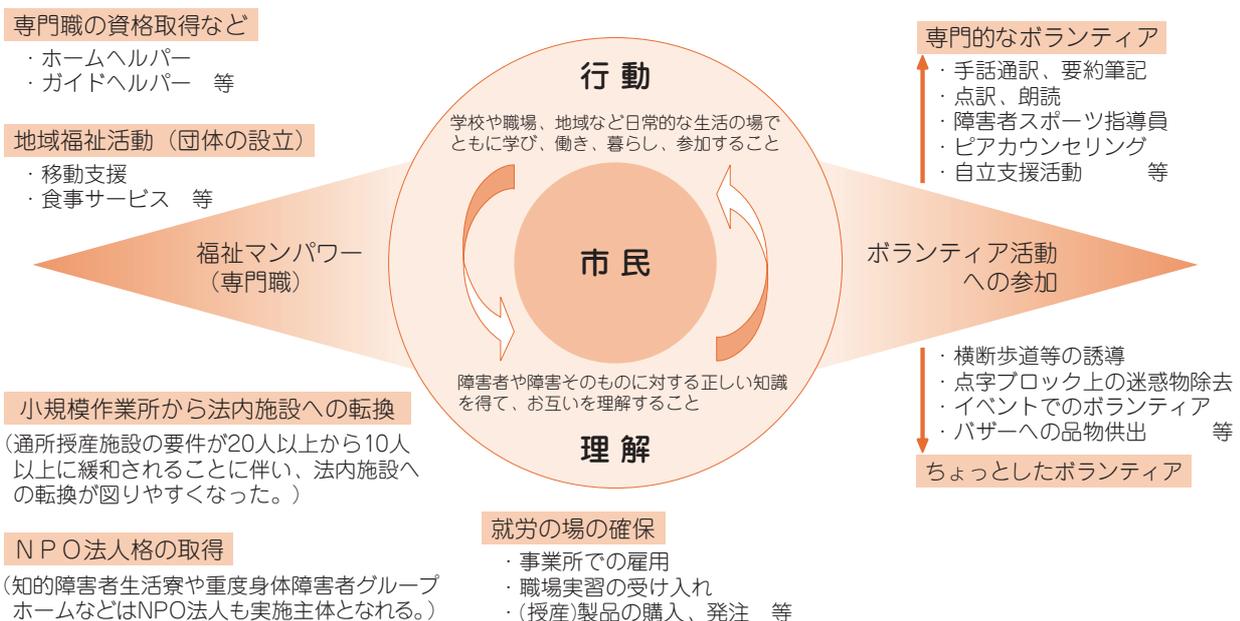
障害者を支援するボランティア活動については、その内容によって十分な教育・訓練等が必要になる場合もあり、社会福祉協議会と連携しながら、活動内容についての研修会や体験講習会を開催するなど、十分な知識を備えたボランティアの育成を支援します。

【所管課：障害福祉課、(社会福祉協議会)】

◇その他の施策◇

施策名	内容
ボランティア講座の実施	社会福祉法人西東京市社会福祉協議会では、ボランティア・市民活動センター事業として、各種ボランティア講座を実施している。 【所管課：(社会福祉協議会)】

障害者福祉における市民の役割(イメージ図)



(3) 障害者福祉基盤の整備

○障害者福祉基盤の整備

身近な地域で自分に合ったサービスを選択し、利用できるよう、社会福祉法人やNPO、地域の活動団体等の協力を得ながら、障害者福祉基盤の整備を進めます。

【所管課：障害福祉課】

○（仮称）障害者福祉総合センターの建設の検討

障害者の自立と社会参加を促進するため、地域で生活する障害者の総合的な在宅支援の拠点として、通所授産施設やデイサービス施設を備えた（仮称）障害者福祉総合センターの建設について検討します。

【所管課：障害福祉課】

現状（平成15年度） 0か所	前期（平成16～20年度） 基本構想・基本設計・実施設計	後期（平成21～25年度） 施設建設・運営開始
-------------------	---------------------------------	----------------------------

○障害者福祉センター機能の見直し

現在、市内に2か所ある保谷障害者福祉センター、田無障害者福祉センターでは、在宅の心身障害者に対し、機能訓練・日常生活訓練動作・創作活動・給食サービス・ショートステイ・送迎等を行っています。平成12年4月から介護保険制度が施行され、両障害者福祉センターの介護保険対象者の介護保険サービスへの移行により、利用実態の変化がある一方で、養護学校卒業の知的障害者が増加傾向にあります。

今後は、知的障害者の実態を把握しながら、市内に2か所ある障害者福祉センター機能を見直し、知的障害者を含めたデイサービス事業の充実・拡大や、養護学校卒業者の生活訓練・社会適応訓練等の充実を図っていきます。

【所管課：障害福祉課】

現状（平成15年度） 市内2か所 ・保谷障害者福祉センター ・田無障害者福祉センター	前期（平成16～20年度） 機能見直し (知的障害者を含めたデイサービス事業の拡充等)	後期（平成21～25年度） 充 実
---	---	----------------------

[参考] 保谷障害者福祉センター利用者数 (平成14年度)

サービス区分	B型センター事業						
	機能訓練	創作活動	社会適応訓練	送迎サービス	入浴サービス	手話・点字講習会	健康指導
利用者登録者数	60	21	12	62	4	113	60
延べ人数	6,241	784	361	7,013	163	2,253	3,655

※入浴サービスは平成13年10月から試行

[参考] 田無障害者福祉センター利用者数 (平成14年度)

サービス区分	B型センター事業							作業訓練事業			
	機能訓練	創作活動	給食サービス	送迎サービス	入浴サービス	緊急一時保護	健康指導	作業Ⅰ	作業Ⅱ	給食サービス	送迎サービス
利用者登録者数	26	25	26	33	7	23	33	5	8	13	13
延べ人数	1,255	1,429	1,781	2,660	288	43	1,185	854	1,784	2,373	4,675

2. 快適に過ごせる環境づくり

～ハードとソフトのバリアフリー～

基本的な方向性

- ◆幅の広い歩道の整備や建築物の出入口の段差解消、公園整備等による憩いと交流の場の確保など、総合的な福祉のまちづくりを進めることが大切です。その際には、単に現状の改善（バリアフリー*化）にとどまらず、計画の段階からユニバーサルデザイン*化が進められるように検討します。
- ◆ノーマライゼーションの理念を理解し、実践していくためには、市民一人ひとりが障害や障害のある人のことをよく知ったうえで、理解や行動をしていくことが大切であり、啓発・広報活動を継続的に続けていきます。
- ◆利用者本位の考え方にに基づき、一人ひとりの多様なニーズに応えられる生活支援体制の整備、サービスの量的・質的な充実を進めていきます。

用語解説

*バリアフリー

障害のある人などが社会生活していく上で障壁(バリア)となるものを除去するという意味で、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多い。しかし、より広く障害のある人の社会参加を困難にしている制度的な障壁、文化・情報面の障壁、意識上の障壁など、すべての障壁の除去という意味でも用いられる。

- ①物理的な障壁：歩道の段差、車いす使用者の通行を妨げる放置自転車や電柱等の障害物、乗降口に段差のある車両構造のバス、鉄道・地下鉄等の駅の狭い改札口やホームまでの段差、施設等の出入口の段差等
- ②制度的な障壁：障害があることを理由に資格・免許等の付与を制限する等
- ③文化・情報面での障壁：音声案内、点字、手話通訳、字幕放送、わかりやすい表示の欠如等
- ④意識上の障壁：心ない言葉や視線、人間としての尊厳を傷つけるような扱い、障害者を庇護されるべき存在としてとらえる等

*ユニバーサルデザイン

バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

具体的な施策展開

(1) こころのバリアフリーの推進

○広報・啓発活動の充実

市報や各種行事、エフエム放送等を活用した積極的な広報・啓発活動を進めるとともに、「障害者の日（12月9日）」*や「障害者週間（12月3～9日）」*の趣旨について広く市民の理解・協力を得るように努めます。

【所管課：障害福祉課】

○インターネットを活用した広報・啓発活動の充実

現在、市ホームページによって、各種福祉施策や行事等の情報を発信していますが、今後はさらにインターネットの活用について検討を進め、障害者福祉に関する情報提供や市民に対する啓発活動に取り組んでいきます。

【所管課：障害福祉課】

○福祉教育の推進

子どものころから福祉について理解を深め、障害や障害者に対する正しい知識をもつことは大切であり、今後も学校における「総合的な学習の時間」等を活用しながら福祉教育を実施していきます。

【所管課：教育委員会】

○施設と地域の交流促進

障害者施設の利用者と地域住民の交流が活発になり、地域における日常的なかかわりあいの中で暮らしていくことができるよう、各種交流事業への支援に努めます。

【所管課：関係各課】

○交流事業の推進

障害のある子どもも、健常児も、年齢に関わりなく交流することで、情報交換とノーマライゼーションの啓発を図ります。

【所管課：障害福祉課、子育て支援課】

○統合化された施設の検討

障害のある子どもだけが集うのではなく、障害のない子どもやその親同士と一緒に交流できる施設の整備を検討します。

【所管課：子ども家庭支援センター、障害福祉課、子育て支援課】

用語解説

*障害者の日、障害者週間

障害者基本法において、12月9日は「障害者の日」と定められ、また、平成7年度からは障害者対策推進本部の決定により、12月3日から12月9日までの1週間を「障害者週間」として、障害のある人の自立及び社会参加への意欲並びに国民の障害者問題に対する理解と認識をより一層高めるための運動を展開することとされた。

(2) 人にやさしいまちづくりの推進

○（仮称）人にやさしいまちづくり条例の制定

福祉のまちづくりの理念のもと、さらにユニバーサルデザインの考えも取り込みながら、「人にやさしいまち」の実現に向けて条例を制定します。

【所管課：都市計画課】

○公共施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進

公共施設等の整備にあたっては、東京都福祉のまちづくり条例*に基づいてバリアフリー化を進めるとともに、計画の段階からユニバーサルデザイン化を検討し、当事者及び関係者と事前協議・意見調整を十分に行うことによって、実際に利用者が利用しやすい施設となるよう整備を進めます。

【所管課：関係各課】

○歩行環境の整備

歩道の段差解消や歩車道の分離を進め、障害のある人や高齢者、妊産婦などすべての市民が安全に通行できる歩行者環境の整備を進めます。視覚障害者誘導用の点字ブロックについても、利用状況・利用意向を把握しながら、計画的な整備に努めます。

【所管課：都市計画課、道路管理課】

○障害者専用駐車スペースの確保

公共施設等の駐車場においては、できる限り玄関付近に障害者専用あるいは優先で使用できる駐車スペースを確保するように努めます。また、多くの市民が利用する公共的建築物についても、障害者専用スペースを確保するよう助言・指導を行っていきます。

【所管課：関係各課】

用語解説

*東京都福祉のまちづくり条例

「東京都福祉のまちづくり条例」は、不特定かつ多数の人が利用する建築物、道路、公園、公共交通施設等の「一般都市施設」、新設または改修する施設のうち届出が必要な「特定施設」、高齢者、障害者等が施設を円滑に利用するために最低限必要な水準である「整備基準」について具体的に規定し、「施設整備マニュアル」を示している。

○市内鉄道駅のバリアフリー化の推進

市内5つの鉄道駅周辺は、駅や商店街通り、公共的施設など、市民の利用も多く、バリアフリー化整備を重点的に推進すべき地域として位置づけ、鉄道駅のバリアフリー化を推進します。これまで「人にやさしいまちづくり事業」（国庫補助事業）等を活用し、エレベーター、エスカレーター、自由通路の整備に対して支援を行っています。あわせて、障害者対応型トイレの整備も進めます。

【所管課：都市計画課、再開発課】

市内5駅のバリアフリー化状況及び今後の整備予定

	駅入口⇔改札口				改札口⇔ホーム		自由通路	障害者対応型トイレ
	エスカレーター		エレベーター		エスカレーター	エレベーター		
	南口	北口	南口	北口				
田無駅	整備済	整備済	整備済	整備済	整備済	整備済	整備済	整備済
保谷駅	整備済 (車いす対応型)	整備済	再開発事業の実施にあわせて整備	整備済	整備済 (車いす対応型)	再開発事業の実施にあわせて整備	整備済	再開発事業の実施にあわせて整備
ひばりヶ丘駅	16年度	駅前広場の整備にあわせて早期実現を検討	16年度	駅前広場の整備にあわせて早期実現を検討	15年度	15年度	16年度	15年度
東伏見駅	15年度	15年度	15年度	15年度	15年度	15年度	—	15年度
西武柳沢駅	16年度	16年度	16年度	16年度	16年度	16年度	—	16年度

○福祉マップ（バリアフリーマップ）の作成

障害者や高齢者等がまちに出る際に役立つ、施設等のバリアフリー情報をまとめた、市民の手によるバリアフリーマップづくりを進めます。

【所管課：保健福祉総合調整課、関係各課】

○学校施設のバリアフリー化

学校教育施設は災害時の避難場所にもなることから、校舎・体育館等の建て替えや大規模改修に際しては、バリアフリー化を順次進めます。

【所管課：教育委員会】

○市民への正しい情報提供、意識啓発の推進

視覚障害者誘導用の点字ブロックを敷設しても、点字ブロックの上に自転車や物が置かれていれば、視覚障害者の利用を妨げることになります。また、障害者専用駐車スペースが確保されても、障害のない市民が車を停めてしまえば、障害のある方は車を停めることができません。このように「人にやさしいまちづくり」を進めるには、施設・設備を整備するだけでなく、市民一人ひとりが、障害のある方々の状況を理解し、行動していくことが大切であり、市民への正しい情報提供、意識啓発に努めます。

【所管課：福祉関係各課】

○交通バリアフリー法*に基づく基本構想の策定

平成12年5月に成立した交通バリアフリー法に基づき、総合的にバリアフリー化を進めるための基本構想の策定について、検討を進めます。

【所管課：交通計画課】

用語解説

*交通バリアフリー法

正式名称は「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」で、平成12年5月に成立（同年11月に施行）。その中で、市町村は、駅等の旅客施設、周辺の道路、駅前広場等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進するための基本構想が作成できるとしている。

(3) 外出の支援

○利用しやすい移動手段の整備・充実

障害者や高齢者などが利用しやすい移動手段の整備・充実を推進します。(主な事業：はなバス路線の拡充、休憩ベンチの設置、ノンステップバス・リフト付きタクシーの整備要請)

【所管課：障害福祉課、高齢福祉課、交通計画課】

○移送サービスの拡充

障害者の社会参加と社会活動圏の拡大を図るため、NPO法人等、民間移送業者による移送サービスを拡充していきます。

【所管課：障害福祉課、高齢福祉課】

○身体障害者補助犬法の周知

平成14年10月から施行された身体障害者補助犬法*に基づき、公共施設や公共交通機関、不特定多数が利用する民間施設において、補助犬を同伴しての利用が円滑に進むよう、法律の周知等に努めます。

【所管課：障害福祉課】



用語解説

*身体障害者補助犬法

この法律は、身体に障害のある人が「補助犬」を伴って社会で活動できるように支援することを目的としており、国や自治体が管理する施設、電車、バスなどの公共交通機関、ホテルやレストラン・デパートなど不特定多数が利用する民間施設は、「補助犬」を同伴しての利用が拒否できなくなった。ここでいう「補助犬」とは、(1) 目の不自由な人を導く盲導犬、(2) からだの不自由な人の身の回りの世話をする介助犬、(3) 耳に障害のある人を導く聴導犬、の3種類をさす。

◇その他の施策◇

(平成14年度現在)

施策名	内 容
ハンディキャブ	車いすを使用している歩行が困難な障害者と重度の視覚障害者を対象に、車いすのまま乗車できる自動車を運行・送迎している。 【所管課：障害福祉課】
高齢者等外出支援サービス	介護認定において要支援または要介護の認定を受け、かつ、心身の障害などにより一般の交通機関や手段では外出することが困難な方を対象に、通院・入院・施設等の入退所・買い物・冠婚葬祭等による外出の際の送迎時の介助付き移送サービスを提供する。 【所管課：高齢福祉課】
自動車運転教習費用の補助	一般の交通機関の利用が困難な身体障害者に対して、運転免許を取得するための費用の一部を助成する。 【所管課：障害福祉課】
自動車改造費の助成	就労等に伴い、自らが所有し、運転する自動車の一部を改造する必要がある身体障害者に対して、操向装置及び駆動装置の改造に要する費用の一部補助する。 【所管課：障害福祉課】
自動車燃料費の助成	在宅心身障害者またはその同居の家族が所有し、運転する自動車等の燃料費の一部を助成することにより、在宅心身障害者等の日常生活における交通手段の確保及び経済的負担の軽減を図り、もって福祉の増進に寄与する。 【所管課：障害福祉課】
タクシー料金の助成	電車・バス等の通常の交通機関を利用することが困難な在宅心身障害者がタクシーを利用する場合に、その利用料金の一部を助成することにより、心身障害者の交通手段の確保と経済的負担の軽減を図り、もって福祉の増進に寄与する。 【所管課：障害福祉課】
盲導犬の給付	都内でおおむね1年以上居住する18歳以上の視覚障害者で身体障害者手帳1級の方に対して、盲導犬を給付する。 【所管課：障害福祉課】

3. 生きがいを持って暮らせるまちづくり

～主体性のある社会参加～

基本的な方向性

- ◆障害のある子どもが一人の人間として成長し、その能力を最大限に伸ばしていくために、一人ひとりの個性や特性を踏まえた教育内容の充実を図り、学びやすい教育環境を整備します。
- ◆障害のある人がその適性と能力に応じて可能な限り雇用の場に就くことができるようにするために、ジョブコーチ*や就労支援センター等の新しい制度も活用しながら、障害者雇用を積極的に支援していきます。
- ◆生活を豊かで潤いのあるものにする生涯学習やスポーツ・文化活動、レクリエーション活動などを、障害のある人もない人もともに楽しむことができる機会の提供を図っていきます。



用語解説

*ジョブコーチ

職場において一定期間付き添い、仕事の支援や多彩な援助を行う人。



具体的な施策展開

(1) 育成支援体制の整備

○（仮称）こどもの総合支援センターの設置

こどもの発達支援センターと子ども家庭支援センターの機能を併せ持ち、子育てに関する相談・交流・一時保育・発達支援などを総合的に支援する「こどもの総合支援センター」の設置を推進します。障害がある、ないに関わらず、親子や多様な年齢の人が集う場所とし、市民の子育てボランティアやグループの活動、ネットワークづくりを進めます。

【所管課：子育て支援課】

「（仮称）こどもの総合支援センター」構想(案)より

5つの機能区分

①窓口・情報提供機能【子育てネットワークの構築】

子育て・子育てに関する総合相談窓口として、相談内容に応じ、的確な相談先へとつなげる窓口となるものとする。また、子育てに関する情報の収集を行い、市民が必要な情報を手軽に入手し、活用できるような発信地としての子育て情報センター機能を持つ。そのために市民・行政の情報の集中と協力、「母子保健」と「子育て支援」の強い連携を推進する。とりわけ、ファミリー・サポート・センター事業、児童虐待防止ネットワークなど市民との接点のある事業の活用を進める。

②相談機能【子ども・育て何でも相談センター】

子ども自身とその家庭に対し、日常的な育児の悩みや不安を軽減し、安心して子育て・子育てを支援するために必要な妊娠・障害・発達・性・虐待などにかかわる相談システム機能を充実し、早期に問題解決にあたる。また、専門家の相談や、地域の子育て関係者の相談、青年ボランティアの相談等、必要に応じた地域からの支援を基に、関係機関と協力・連携を図る。

③子育てひろば機能

「子育てひろば」はすべての親子が、自由に楽しく集う場所である。ノーマライゼーションを基本にしながら、ゆっくり成長をする子どもたちのグループへは必要に応じ専任指導員の支援を行う。また、子育て中の親の情報交換やグループづくりの支援・青少年ボランティアの場・母子保健業務のフォローをする等、躍動的な広場機能を果たす。

④療育機能

発達が気になる子どもへの支援として、専門家（小児神経科医、言語指導、機能訓練等）による療育及び幼稚園・保育園等に巡回指導を行い、保育士等への助言や併行通園児への療育支援を図る。また、保育園・児童館との連携を図ることで、ノーマライゼーションの促進に努める。

⑤救済・回復機能

親と支援者のための講座・研修等を支援するとともに親子がリフレッシュできる施設支援を検討する。

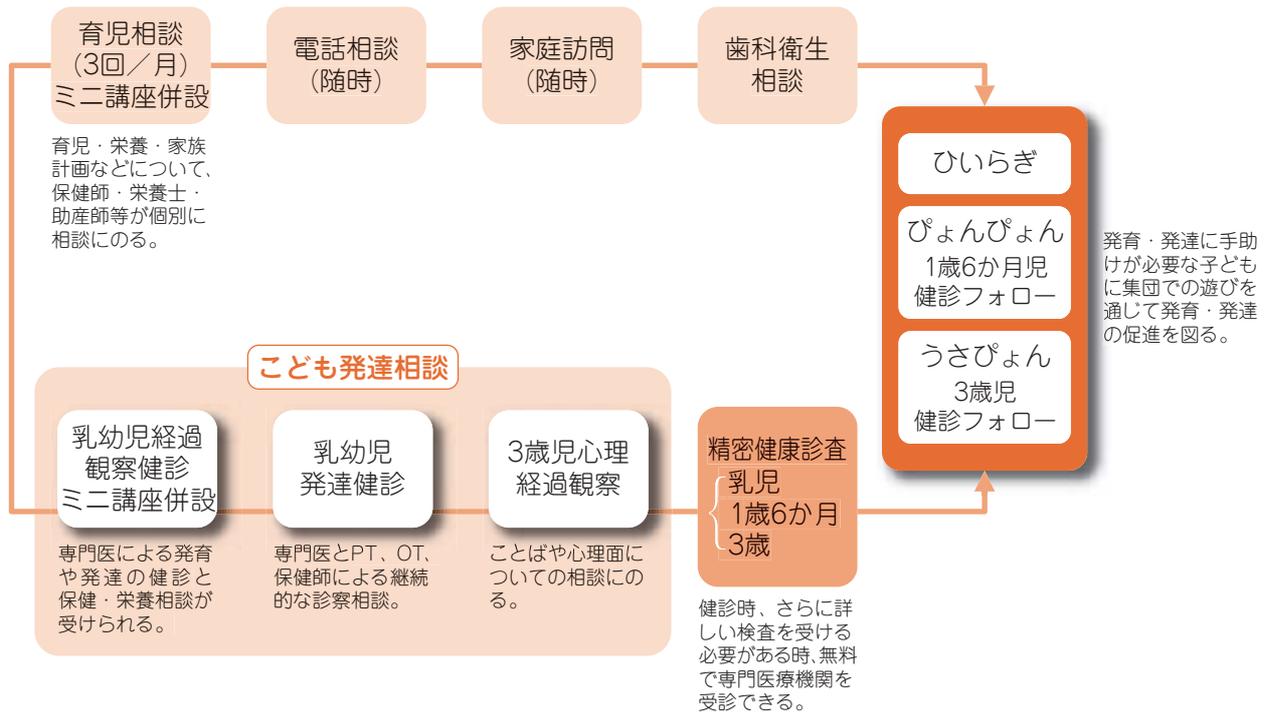
（平成15年11月15日市報に掲載）

○療育・教育相談事業の推進

電話・来所・巡回等、多様な形態での療育や教育に関する相談を推進します。また、就学後も、相談事業の継続と支援の充実を図ります。

【所管課：障害福祉課、健康推進課、子育て支援課、教育相談課】

障害の発見から対応の流れ



○ファミリー・サポート・センターにおける障害児利用の充実

保育ニーズに対応した相互支援体制であるファミリー・サポート・センター事業において、情報をわかりやすく提供する方法のほか、障害児利用の充実を含む総合的な検討を行います。

【所管課：子育て支援課】

○障害児の幼稚園入園に対する支援の推進

障害のある子どもの幼稚園入園への支援を検討します。

【所管課：健康推進課、子育て支援課】

◇その他の施策◇

(平成14年度現在)

施策名	内容
心身障害児通所訓練施設 ひよっこ	心身に障害を有する乳幼児等に対し、となりの西原保育園との交流保育を基礎として、個別指導・生活指導を行い、社会的自立を助長する。外来者相談や個別指導及び幼稚園・保育園に通っている障害のある子どもについての相談や指導も行っている。平成14年3月31日現在の在籍状況は、11名（定員11名）である。 【所管課：保育課】
こどもの発達センター ひいらぎ	成長や発達に心配のある就学前の子どもを対象にした施設。0歳から2歳半を対象にした母子参加グループ「めだか」、2歳半から就学前を対象にした単独療育グループ「くじら」、幼稚園・保育園通園児を対象にした課題別学習グループの「まんぼう」の3グループがある。相談会、外来教育も行っている。平成13年4月現在の在籍状況は、「めだか」14人（定員20人）、「くじら」26人（定員25人）、「まんぼう」24人（定員15人）である。 【所管課：健康推進課】
心身障害児放課後対策事業 さざんかクラブ	心身障害児を対象に、放課後、スポーツ、調理実習、工作、音楽遊び等を行う。西東京市社会福祉協議会へ委託している。平成13年度の通所者数は65人（定員65人）である。 【所管課：障害福祉課】
放課後対策事業 ばんび	心身障害児を対象に、放課後、スポーツ、遠足、山登り、ダンス等を行う心身障害者デイサービスグループへ助成している。平成13年度の通所者数は20人（定員20人）である。 【所管課：障害福祉課】

[参考] 保育園に通っている障害児等の人数

(平成14年12月1日現在)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
人数	1	3	1	15	18	15	36

資料：保育課

※年齢は、学年での区分（4月2日生まれから翌4月1日生まれ）

※西東京市の22園のうち、22園すべてで障害児を受け入れ可能だが、平成14年12月1日現在で実際に障害児が通っている保育園は18園となっている。

(2) 一人ひとりのニーズに応じた教育の推進

○学校教育環境の向上

障害のある児童、生徒の教育ニーズに応え、一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸長する多様な教育を展開していきます。心身障害教育については、これまで学校教育法に定める「特殊教育」として、盲・ろう・養護学校や小・中学校の心身障害学級等の教育の場を整備し、児童・生徒の教育機会の確保に努めてきました。しかし、近年には小・中学校の通常の学級に在籍するLD（学習障害）*やADHD（注意欠陥／多動性障害）*、高機能自閉症*の児童・生徒への対応等、様々な対応が求められるようになってきており、国や東京都においても、障害児教育の新たな検討を始めています。市においては、国や東京都の動向を踏まえ、障害のある児童・生徒の特別な教育的ニーズに応え、学校が、家庭や地域社会、関係機関と連携し、一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸長する多様な教育を展開するよう努めます。また、児童・生徒の教育的ニーズに応じた指導を充実するため、研修や外部機関との連携の推進により、学校の専門性と教員の資質・専門性の向上を図ります。

【所管課：教育委員会】

○障害のある学齢児の療育・リハビリ機能の確保

学齢児を対象に、地域型児童館での放課後活動を推進し、（仮称）こどもの総合支援センターでの療育・リハビリを提供します。

【所管課：障害福祉課、健康推進課、子育て支援課、児童課】

○障害児放課後活動としての常設場確保の検討

障害のある子どもたちが、放課後や休日に充実した時間が持てるよう、放課後活動の常設場所の確保を検討します。

【所管課：障害福祉課、子育て支援課】

用語解説

*LD（学習障害）

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に困難を示す状態。

*ADHD（注意欠陥／多動性障害）

次のような3つの行動特徴がしばしば見られるような状態。①不注意（不注意な過ちをおかす、注意が持続しない、必要な物をなくす等）、②多動性（手足をそわそわ動かす、すぐに離席する、じっとしてられない等）、③衝動性（質問が終わらないうちに答える、順番を待つことが苦手である、他人に一方向的に関わる等）

*高機能自閉症

3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないもの。中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

[参考] 学童クラブの障害児等の人数

(平成14年4月1日現在)

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
在籍数	9	11	12	4	5	1	42

資料：児童課

[参考] 市立小学校心身障害学級数、心身障害児童数

	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
心身障害学級数	6	6	6	7	7
心身障害児童数	29	37	33	33	38

市立中学校心身障害学級数、心身障害生徒数

	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
心身障害学級数	3	4	4	4	3
心身障害生徒数	21	21	22	20	17

資料：「統計にしとぅきょう」（平成14年版）

(3) 適性や能力に応じた就労の場の確保

○就労援助事業の実施

就労支援コーディネーター及び生活支援コーディネーターを配置し、職業相談、職業準備支援、職場開拓、職場定着支援等とともに、日常生活及び社会生活上必要な生活支援を行います。また、地域における就労支援ネットワーク（ハローワーク、商店会、事業主団体、養護学校、市、保健所、通所授産施設、作業所等）の整備を図ります。

【所管課：障害福祉課】

○就労機会の拡大

養護学校や公共職業安定所（ハローワーク）と連携し、障害者の就労機会の拡大を図るとともに、障害者が身近な地域において安心して働き続けられるよう、障害者として雇用をめぐるほか、地元企業、社会福祉法人、NPO、民間団体等の協力を得ながら雇用の促進を図ります。

【所管課：障害福祉課】

障害者の雇用状況

三鷹公共職業安定所管内における平成14年6月1日現在の民間企業の障害者雇用状況は、雇用数で前年より46人増加し、2年連続で1,000人を超える雇用となり、実雇用率も1.61%と前年より0.06ポイント上昇したものの、法定雇用率1.8%を下回っている。

障害者雇用率の推移（三鷹所管内）

	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
雇用障害者数（人）	807	843	923	954	1,030	1,076
障害者雇用率（%）	1.34	1.39	1.47	1.55	1.55	1.61

（参考：障害者雇用率）

	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
全 国	1.47	1.48	1.49	1.49	1.49	1.47
東京都	1.27	1.28	1.30	1.31	1.32	1.32

○小規模通所授産施設の立ち上げ及び安定化等への支援

小規模通所授産施設の立ち上げを活性化させる支援や、自立と経営の安定化を図るための法内化施設への支援等の支援を行います。

【所管課：障害福祉課】

○授産製品の販路拡大

授産施設等で製作された製品の展示・販売を促進するため、地域のイベントへの出品、参加、交流機会の拡大を図ります。その他、インターネット利用等さまざまな方法を検討します。

【所管課：障害福祉課、関係課】

(4) 余暇活動・生涯学習活動の充実

○生涯学習の推進

障害のあるなしにかかわらず、すべての市民が生涯を通じて、いつでも自由に学習する機会があり、自己実現を図ることができるよう学習・文化・スポーツ・レクリエーションなどの生涯学習活動を推進します。推進にあたっては、市内部の関連機関の連携はもとより、民間事業者、非営利団体、学校などと連携を図り、市民が利用しやすい生涯学習を提供します。

【所管課：社会教育課、スポーツ振興課】

【参考】都のスポーツ振興計画「東京スポーツビジョン」(平成14年7月策定)

障害者スポーツの振興

地域における障害者スポーツの振興により、障害者の相互交流を進め、生きがいつくりや健康の保持増進を図ります。また、身近な施設で障害のある人と障害のない人が共にスポーツに親しむことにより、障害者への理解と交流を深め、障害者が地域で日常的にスポーツ活動を行えるようにしていきます。

①参加機会の充実

障害者がスポーツを通じて地域社会に参加できるよう、障害者が参加しやすい地域スポーツクラブの育成を図るとともに、障害者が気軽に参加できるスポーツ事業や交流会、スポーツイベント等の実施を促進します。

②指導者の充実

地域スポーツクラブへの障害者の参加を促進するため、障害者スポーツセンターや関係スポーツ団体と連携を図り、専門的な指導者の養成・確保に努めます。また、養成した指導者を、求めに応じて地域や地域スポーツクラブに派遣します。

③ノーマライゼーションの推進

障害者が、身近な施設でスポーツを楽しめるよう、区市町村と連携し、施設のバリアフリー化を進めるとともに、障害者の利用に際しての活動支援マニュアル等により、施設職員の対応能力の向上を図ります。

○障害者の社会参加機会の充実

障害者のスポーツや芸術活動、レクリエーション等の機会を充実するとともに、心身に障害のある児童・生徒の地域活動促進事業を推進します。

【所管課：障害福祉課、関係各課】

○図書館事業の充実

図書館では、現在「広報テープの貸出」「録音資料の貸出」「プライベートテープの作成」「対面朗読」「点訳」「布の絵本・さわる絵本」「宅配」「資料の郵送貸出」などのハンディキャップ・サービスを実施しており、今後も引き続き、各サービスの提供に取り組んでいきます。また、市民誰もが利用しやすい図書館に向けて、施設の計画的な改修を行っていきます。

【所管課：図書館】

○公民館事業

障害者学級では、学級生が地域との交流や活動を通して、社会性及び自主性を養い、より豊かな生活向上を目指せるよう、さらに事業の展開をしていきます。

【所管課：公民館】

○障害者のゲストティーチャーや講師としての活用

ボランティア養成の各種研修や、学校における福祉教育などにおいて、障害者が講師となって体験談などを自ら語り、伝えていける機会を意識的に増やします。

IT技術や文化活動など、専門的な知識・技能を持つ障害者が、各種講座等で講師として活躍できるよう、情報提供等を行います。

【所管課：関係各課】

○総合型地域スポーツクラブの創設

地域住民が主体的に運営し、多様なスポーツ種目を楽しむことを目的としたスポーツクラブの設立を検討します。

【所管課：スポーツ振興課】

○東京都障害者スポーツ協会*との連携

東京都障害者スポーツ協会と連携し、障害者スポーツの振興に努めます。

【所管課：スポーツ振興課】

◇その他の施策◇

(平成15年度現在)

施策名	内容
障害者休養ホームの利用	障害者(児)及び家族の健康の増進、レクリエーション等のための施設を指定し、低廉な料金で利用に供することにより、障害者(児)の福祉の増進を図る。平成15年度の指定施設は39か所。 【所管課：(東京都福祉局)】
ショートテニス教室	平成15年4月～12月に市内スポーツ施設(市民公園グラウンド)で実施。障害者25名が参加。 【所管課：(西東京市文化・スポーツ振興財団)】
障害者スポーツ教室	平成15年9月～11月に総合体育館第二体育室及び市民公園グラウンドで実施。障害者20人が参加。 【所管課：(西東京市文化・スポーツ振興財団)】

用語解説

*東京都障害者スポーツ協会

社団法人、今年度設立。東京都としては初めての、身体や知的などの障害の種別に関わらない、障害者全体のスポーツ振興を総合的に図るための組織。

4. 安心して暮らせるまちづくり

～個人の権利といのちを守るしくみ～

基本的な方向性

- ◆平成15年4月からは、障害者福祉サービスについても行政が決定する現在の「措置制度」から障害のある人が契約に基づきサービスを利用する支援費制度に変わったことから、情報提供・苦情解決等、今後もさらにサービス利用者を支援する体制の整備を進めます。
- ◆事業者が提供するサービスの内容や質に加え、事業や組織経営の状態など、外から見えにくい部分を含めて、第三者が客観的に評価を行い、評価結果の情報を公表するしくみである第三者サービス評価システムについては、東京都が「東京都福祉サービス評価推進機構」を開設し、都独自の第三者サービス評価システムを構築しており、市としても都の評価システムの普及・定着を推進していきます。
- ◆自力避難の困難な障害のある人等に対する防災知識の普及や災害時の適切な情報提供・避難誘導等の体制を整備します。また、聴覚障害者など音声による意思疎通が困難な市民への緊急連絡等のしくみづくりについても検討を進めます。
- ◆知的障害者や精神障害者など判断能力が不十分な人の相談窓口の充実や、困難な苦情等の解決に向けて、成年後見制度*の普及と活用に努めます。その際には、成年後見制度の利用支援や、保健福祉サービスに関する解決困難な苦情等の解決に向けての調整等を行う「権利擁護センターあんしん西東京」（平成14年9月開設）を活用していきます。

用語解説

*成年後見制度

痴呆性高齢者や知的障害者、精神障害者など、判断の能力が不十分で、自分で財産の管理や契約等ができない場合に、本人（後見等の種類で軽い場合）、配偶者、四親等内の親族が家庭裁判所への申立てをして、成年後見人、保佐人、補助人を決めてもらい、その人に契約等の法律行為の代理（後見等の種類で内容が異なる）等をしてもらう制度。

具体的な施策展開

(1) 権利擁護体制の活用

○権利擁護センターとの連携

障害福祉課窓口から困難事例について、権利擁護センターとの連携を図っていきます。

【所管課：障害福祉課、高齢福祉課】

○成年後見制度の普及と活用

痴呆性高齢者など判断能力が不十分な人も、サービスの選択・利用・苦情申し立てなど、利用者本位の介護保険サービスなどを適切に利用できるよう、成年後見制度の普及と活用に努めます。

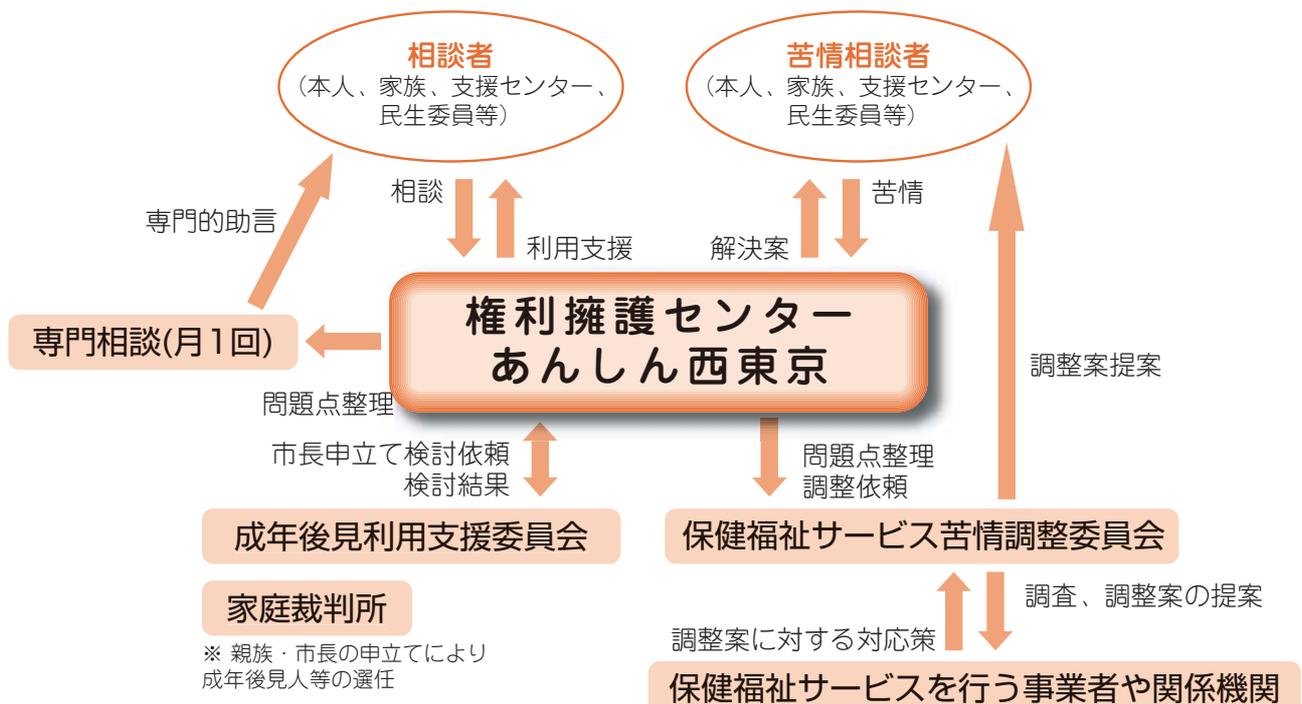
平成14年9月に立ち上げた「権利擁護センターあんしん西東京」では、次の事業を行い、成年後見制度の利用を支援します。

- ・ 成年後見制度に係る法律、医療、福祉等の専門相談
- ・ 成年後見制度等の権利擁護のしくみの広報、総合相談
- ・ 後見等市長申し立てにあたって意見を聴く機関として「成年後見制度利用支援委員会」の設置
- ・ 成年後見制度の利用支援推進のための研究

平成15年度には、成年後見制度の普及の一環として講演会「かけがいのない人生、自分らしく生きる」を開催しました。

【所管課：高齢福祉課】

権利擁護センターのしくみ

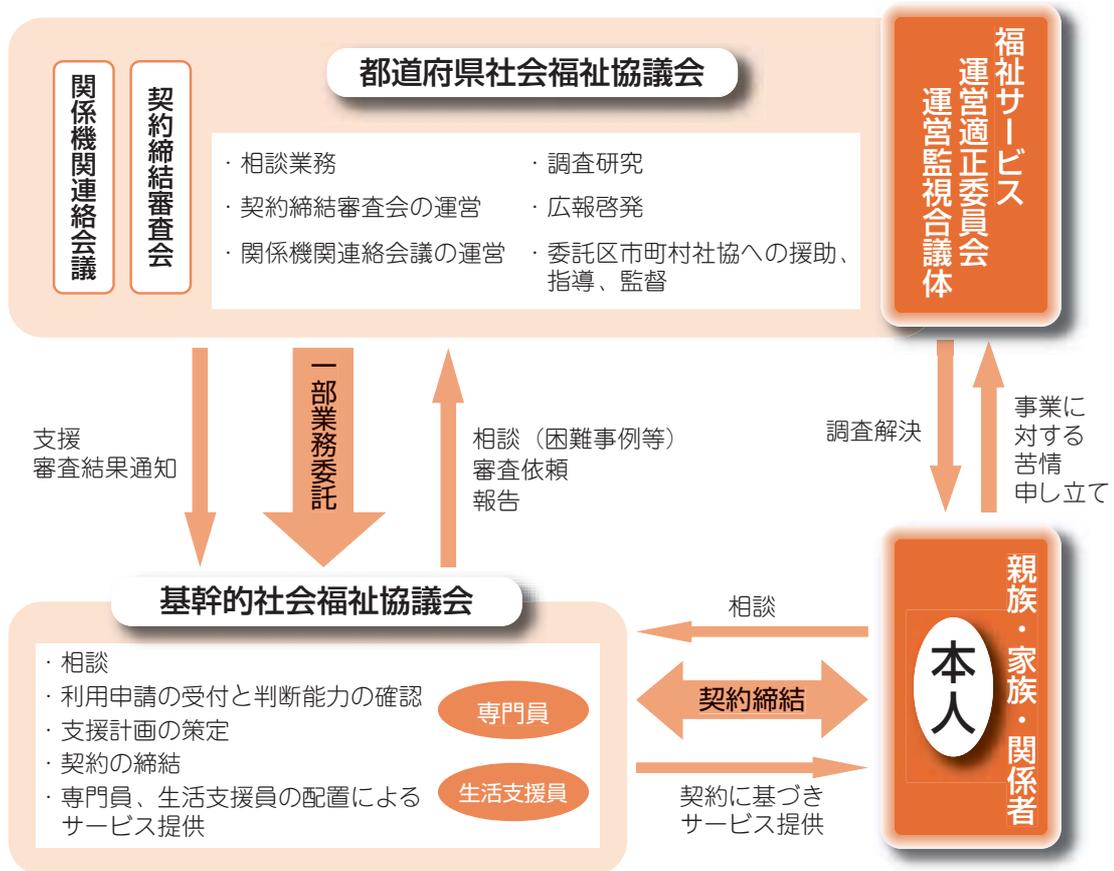


○地域福祉権利擁護事業の普及と活用

社会福祉協議会では、在宅生活をされている、痴呆症状や物忘れのある高齢者の方、知的障害、精神障害のある方などが適正なサービスを利用できるよう、各種サービスを利用する際の相談、助言、利用手続きなどの利用支援を行ったり、それに付随する公共料金や保険料の支払い、預貯金の出し入れなどの金銭管理を行う地域福祉権利擁護事業を行っています。市はこの事業の普及と活用の支援に努めます。

【所管課：（社会福祉協議会）】

地域福祉権利擁護事業の基本的な実施体制



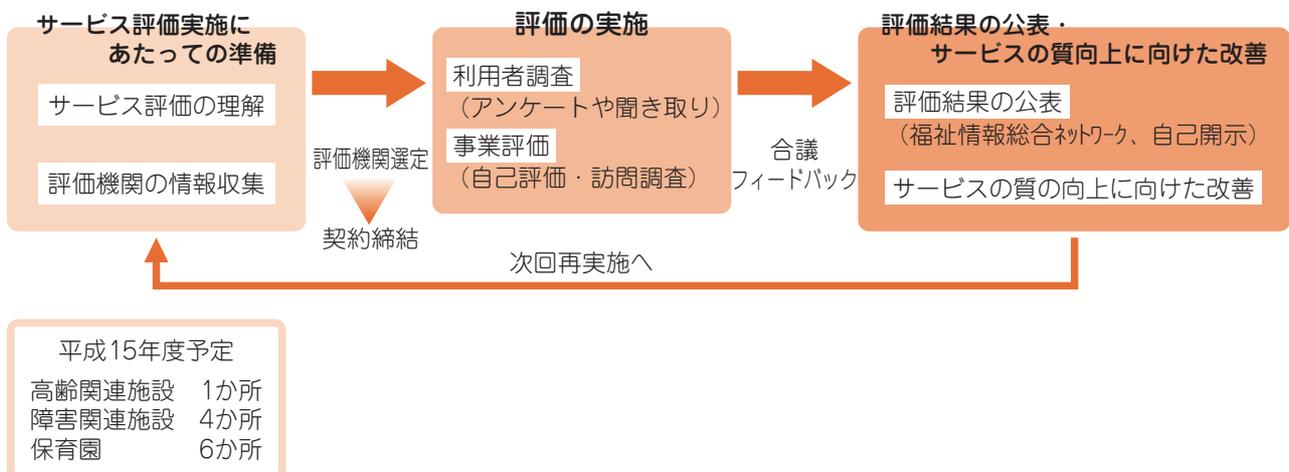
(2) サービスの質の確保・向上

○福祉サービス第三者評価システムの活用促進

サービス利用者がそれぞれに合う、質の高いサービスを選択するためには、サービスの質や事業者の経営などのわかりやすい情報が求められています。そこで、利用者でも事業者でもない第三者の目で、一定の基準に基づきサービスを評価し、その結果をわかりやすく公表していくことが必要となってきます。そのためのしくみが福祉サービス第三者評価です。第三者評価システムは平成15年度から東京都で本格的に実施しているあらたなしくみで、市はこのシステムを活用し、市が提供しているサービスの評価を進めるとともに、市内でサービスを提供するより多くの事業者に普及・啓発を行います。

【所管課：障害福祉課、保健福祉総合調整課】

(東京都における) 福祉サービス第三者評価の流れ



(3) 緊急時対策、防災・防犯対策の充実

○緊急メール通報システムの活用

聴覚または言語・音声などに機能障害がある人が119番通報できるよう、携帯電話やPHSから電子メールで消防車や救急車の要請ができるシステムを運用していきます。

【所管課：東京消防庁、障害福祉課】

○災害要援護者防災行動マニュアルの作成

市では、災害要援護者を対象とした災害要援護者防災マニュアルを作成し、防災知識等の啓発に努める必要があります。今後は、地域の実情を勘案しつつ、災害時における安全対策やその心身の状況に応じた適切な対策を講じるなど、防災知識等の普及・啓発に努めていきます。

【所管課：防災課、関係各課】

○防災訓練の充実

総合防災訓練等の実施にあたっては、訓練項目の中に防災市民組織を中心とした災害要援護者に対する震災対策訓練を取り入れるなど、防災行動力の向上に努めていきます。

【所管課：防災課】

○社会福祉施設等と地域の連携

施設入所者の迅速な避難のためには、施設関係者だけでなく周辺地域の協力が不可欠です。このため、施設と周辺地域の事業所、自治会等、及び施設相互間で災害時応援協定を締結するよう、引き続きその促進を図ります。

【所管課：防災課、障害福祉課】

○「災害要援護者対策班」の設置

震災時に市（保健福祉部及び児童青少年部）は、関係機関、防災市民組織、地域住民の協力を得て、災害要援護者のための必要な情報の一元的収集把握に努めるとともに、災害要援護者に対応する窓口となる「災害要援護者対策班」を設置し、安否確認や支援サービス等、必要な総合的対策及び調整を行います。

【所管課：防災課、関係各課】

○医療等の体制の整備

透析患者・在宅難病者等専門医療を必要とする患者の対応としては、都、関係機関及び近隣県との連携による体制の整備、保健師班による避難所・地域・仮設住宅等の巡回健康相談の体制、巡回精神科診療チーム等によるメンタル・ケア体制の整備等、多角的に研究・検討を行います。

また、災害要援護者が避難所等で生活していくために必要な福祉機器を確保するため、福祉機器の調達先及び輸送体制等について検討していきます。

【所管課：防災課、関係各課】

○悪質商法などの被害の防止

高齢者や障害者をはじめ、市民が悪質な事業者の勧誘などにより消費者被害にあわないよう、情報・啓発冊子等を発行したり、市報に「消費生活相談Q&A」を掲載するなどの情報提供を充実します。また、東京都、国民生活センターなど関係機関と連携し、消費者センターでの相談体制の充実に努めます。

【所管課：生活文化課（消費者センター）】

◇その他の施策◇

(平成15年度現在)

施策名	内容
重度身体障害者緊急通報システム	一人暮らし等の重度身体障害者が家庭内で病気や事故などの緊急事態に陥ったとき、無線発報器等を用いて東京消防庁に通報することにより、地域通報協力体制による速やかな援助等を行う。 【所管課：障害福祉課】
家具等転倒防止器具の取付け	世帯全員が身体障害者手帳1～4級の障害者、または愛の手帳1～4度の障害者により構成されている世帯に対して、タンス、本棚、食器棚、照明器具、その他の家具の転倒を防止する器具の取付けを行う。 【所管課：障害福祉課】

(4) 保健・医療体制の充実

○かかりつけ医・かかりつけ歯科医の普及

だれもが身近な地域で適切な治療が受けられるよう医療体制を整えていくとともに、日ごろから安心して相談のできるかかりつけ医・かかりつけ歯科医の普及を図っていきます。

【所管課：健康推進課】

○地域健康づくり・リハビリテーション等の展開

障害のある人などが、住み慣れた場所で安全にいきいきとした生活が送れるよう、保健・福祉・医療分野、地域住民、NPO、ボランティアを含めた地域社会のあらゆる資源を活用して行う地域での健康づくり・リハビリテーション等を展開します。

【所管課：障害福祉課、健康推進課】

○更生医療・育成医療の給付

18歳以上の身体障害者手帳所持者が、日常生活能力の回復を図るため、医学的方法によって障害の除去・改善、あるいは障害の程度を軽減させるために更生医療が行われ、その費用の全部または一部が公費で負担されます。18歳未満の場合は育成医療が給付されます。今後も対象者が適切な給付が受けられるよう制度の周知に努めます。

【所管課：障害福祉課、東京都】

○進行性筋萎縮症の療養給付

身体障害者手帳を持つ進行性筋萎縮症の方で、その治療などに特に長期間を要する方に対して、指定の療養所入所により必要な治療、訓練及び生活指導を行います。今後も対象者が適切な給付が受けられるよう制度の周知に努めます。

【所管課：障害福祉課、東京都】

○難病医療費等助成

国・東京都が指定する難病にかかっている方に対して、医療保険・介護保険（「介護療養型医療施設」「訪問看護」「訪問リハビリテーション」「居宅療養管理指導」）を適用した医療費から患者一部自己負担額（生計中心者の課税状況に応じた患者自己負担限度額）を控除した額を助成します。重症疾病またはそのほかの病気で重症度認定を併せて受けた方（日常生活に著しい支障があると東京都が認定した方）、生計中心者が住民税非課税の方の患者負担はありません。今後も対象者が適切な助成を受けられるよう制度の周知に努めます。

【所管課：（多摩小平保健所）】

○精神障害者通院医療費の公費負担

精神障害に関する適正な医療を普及するため、通院医療が適当である精神障害者が、病院、診療所、薬局において精神障害の医療を受ける場合、現行においては、その医療に必要な費用の一部を保険者と公費で負担します。

【所管課：障害福祉課】

○在宅重症心身障害児（者）訪問（健診・看護）の実施

在宅の重症心身障害児（者）（重度の知的発達障害と重度の肢体不自由が重複する方）で、かつ18歳未満にその状態になった方に対して訪問健康診査・訪問看護を行います。訪問健康診査は、専門医師及び保健師が家庭を訪問して健康診断を実施し、指導助言をします。訪問看護は、看護師が家庭を週に1回程度訪問し、療育上の看護等を実施します。

【所管課：関係各課】

◇その他の施策◇

（平成15年度現在）

施策名	内容
心身障害者医療費助成	身体障害者手帳1、2級（内部障害については1～3級）所持者または愛の手帳1、2度の方で、国民健康保険・健康保険等の加入者に対して、国民健康保険や健康保険などの各種医療保険の自己負担分の一部を助成する。 【所管課：障害福祉課】
小児慢性疾患の医療費助成	小児慢性疾患で18歳未満の児童（一部疾患については18歳以前から治療を受けている20歳未満の方）が疾患にかかる治療を受けた場合、保険の自己負担分を助成する。 【所管課：（多摩小平保健所）】

5. 自分にあった生き方ができるまちづくり

～個性と自己選択の尊重～

基本的な方向性

- ◆ 本人の意思を尊重し、できる限り住み慣れた家庭や地域で生活できるようにするため、サービス供給の担い手の拡大を図っていくなど、一人ひとりの多様なニーズにあったサービスが選択できる体制を整備していきます。
- ◆ 自分の生活スタイルに合わせた多様な暮らし方が選べるよう、入所施設等での生活から地域での自立生活への移行など、地域での自立生活を重視した福祉を推進していきます。
- ◆ 障害者福祉施設のみならず、公共施設をはじめとする市内にある既存の社会資源の活用により、様々な社会活動に参加できる機会の拡大を図ります。



具体的な施策展開

(1) 地域における生活基盤の整備

○グループホーム・生活寮の整備

何らかの支援を必要とする障害者が少人数で居住する形態であるグループホーム・生活寮は、障害者の地域生活支援の社会資源として重要であり、多様な主体の参入を図るとともに、公営住宅や民間住宅を活用し、整備を進めていきます。

【所管課：関係各課】

現状（平成15年度）	前期（平成16～20年度）	後期（平成21～25年度）
知的障害者生活寮 3か所	知的障害者生活寮の整備	知的障害者生活寮の整備
精神障害者グループホーム 1か所 平成15年3月31日現在 入所者数；5人	精神障害者グループホーム の整備	精神障害者グループホーム の整備

○公営住宅の有効活用

市営住宅等の建て替えに際しては、障害者住宅やグループホームの確保を検討するなど、資源の有効活用に努めます。

【所管課：関係各課】

◇その他の施策◇

（平成15年度現在）

施策名	内容
住み替え家賃の助成	取り壊しにより転居を求められ、住宅に困窮し、緊急に新たな住宅を確保することが必要な障害者世帯に対して、家賃・転居一時金等を助成する。 【所管課：障害福祉課】

(2) 福祉サービスの充実

○在宅サービスの充実

住み慣れた地域で自立した生活をおくれるよう、居宅介護等事業（ホームヘルプサービス）、短期入所事業（ショートステイ）、デイサービス事業など在宅サービスの充実を図り、一人ひとりの多様なニーズに応えられる生活支援体制を整備します。

【所管課：障害福祉課】

《措置制度》 → 《支援費制度》

現状（平成14年度）	前期（平成16～20年度）	後期（平成21～25年度）
<p>ホームヘルプサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ホームヘルパー等派遣 平成15年3月31日現在派遣世帯数；73世帯 延べ派遣回数；11,134回 延べ派遣時間；66,610時間 ●全身性障害者介護人派遣 派遣対象者数；32人 延べ派遣時間；73,524時間 ●視覚ガイドヘルパー派遣 利用登録者数；視覚38人 派遣回数；視覚2,930回 	<p>ホームヘルプサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ●在宅の障害者の生活支援として身体介護、家事援助、全身性障害者への日常生活支援及び、知的障害者（児）・視覚障害者への移動介護（ガイドヘルプ）等日常生活の支援の開始。 ●支援費制度のホームヘルプサービスに移行 （全身性障害者介護人派遣） （視覚ガイドヘルパー） 	<p>ホームヘルプサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ●在宅の障害者の生活支援として身体介護、家事援助、全身性障害者への日常生活支援及び、知的障害者（児）・視覚障害者への移動介護（ガイドヘルプ）等日常生活の支援の継続。 ●支援費制度のホームヘルプサービス （全身性障害者介護人派遣） （視覚ガイドヘルパー）
<p>ショートステイ</p> <ul style="list-style-type: none"> ●緊急一時保護 利用実人数；21人 利用延べ回数；120回 	<p>短期入所</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保護者または家族の疾病等により緊急に保護を必要とする障害者に対する支援費対象施設での一時保護を開始。 	<p>短期入所</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保護者または家族の疾病等により緊急に保護を必要とする障害者に対する支援費対象施設での一時保護を継続
<p>デイサービス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者デイサービス開始 ●知的障害者デイサービス開始 	<ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者デイサービス継続 ●知的障害者デイサービス継続

※平成15年4月より支援費制度に移行

《支援費制度外》

現状（平成14年度）	前期（平成16～20年度）	後期（平成21～25年度）
<ul style="list-style-type: none"> ●精神障害者ホームヘルプサービス （平成15年度より開始） ●重度脳性麻痺者等介護人派遣 平成15年3月31日現在 派遣世帯数;11世帯 延べ派遣回数;1,584回 	<ul style="list-style-type: none"> ●精神障害者が居宅において日常生活を営むことができるよう、家事援助・身体介護等の必要なサービスを提供。継続。 ●重度の脳性麻痺者等、全身性障害者に対して、介護人派遣を継続。 	<ul style="list-style-type: none"> ●精神障害者が居宅において日常生活を営むことができるよう、家事援助・身体介護等の必要なサービスを提供。継続。 ●重度の脳性麻痺者等、全身性障害者に対する、介護人派遣を継続。
<ul style="list-style-type: none"> ●施設緊急一時保護 利用実人数;日帰り111人、 宿泊22人 利用延べ回数;日帰り2,010 回、宿泊152回 ●精神障害者ショートステイ 	<ul style="list-style-type: none"> ●保護者または家族の疾病等により緊急に保護を必要とする障害者に対して、施設等での一時保護を継続。 ●精神障害者の介護を行う家族の疾病等により介護等を行うことが一時的に困難となった場合に施設に短期入所。 （平成16年度より開始予定） 	<ul style="list-style-type: none"> ●保護者または家族の疾病等により緊急に保護を必要とする障害者に対する施設等での一時保護を継続。 ●精神障害者の介護を行う家族の疾病等により介護等を行うことが一時的に困難となった場合に施設に短期入所。継続。
<ul style="list-style-type: none"> ●手話通訳者派遣 聴覚ガイドヘルパー派遣 利用登録者数;聴覚20人、 派遣回数;聴覚202回 	<ul style="list-style-type: none"> ●健聴者との意思の疎通を円滑にするため、手話通訳者派遣を継続。 	<ul style="list-style-type: none"> ●健聴者との意思の疎通を円滑にするため、手話通訳者派遣を継続。

○地元の大学等、教育機関と連携した福祉人材の育成・確保

最新の知識や技術を身につけた学生の市内の福祉施設での実習受け入れや、市や市内の福祉施設でほしい人材や技術についての意見交換など、地元の大学等と連携した福祉人材の育成・確保に努めます。

【所管課：保健福祉調整課、福祉関係各課】

○専門的人材の育成

保健福祉サービスを支える優秀な人材を育成するため、ホームヘルパーのレベルアップ研修等を充実します。また、民間事業者の養成研修と連携、情報提供に努めます。

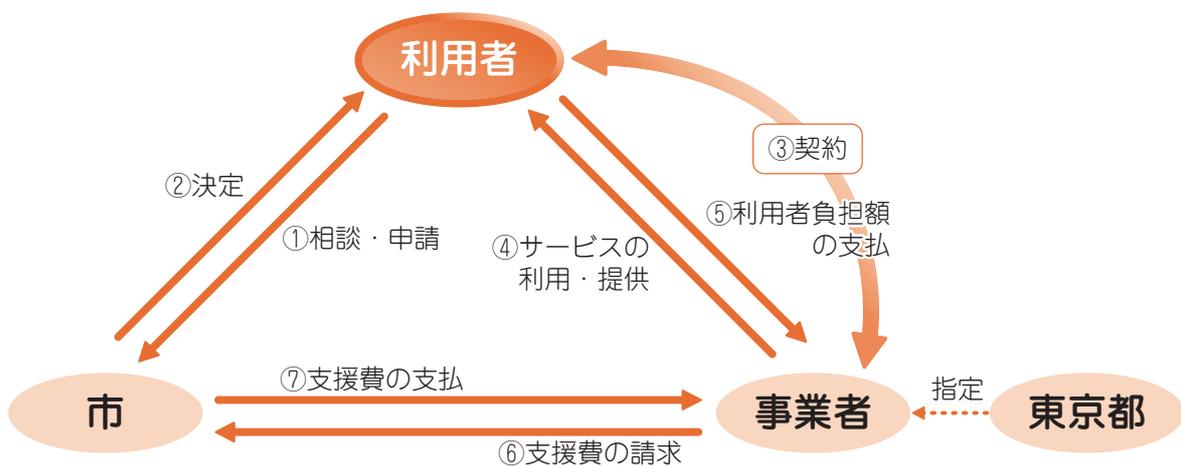
【所管課：障害福祉課】

○支援費制度の充実

平成15年4月から、障害福祉サービスの一部が、行政がサービスの内容や提供する事業者を決定する「措置制度」から、障害のある方自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する「支援費制度」へ移行しました。その中で、東京都は、支援費制度が円滑に実施されるように事業者、施設の指定と指導監督を行います。また、市は、利用者が障害程度や他のサービスの利用状況、介護者の状況などを聴き取り・決定して「受給者証」を交付します。

今後も引き続き、サービス提供基盤の整備を進めるとともに、情報の提供や利用しやすいしくみづくりなど、制度の充実に努めます。

【所管課：障害福祉課】



支援費制度の対象となるサービス

居宅サービス	ホームヘルプサービス	ホームヘルパーから介護や家事など日常生活の支援を受けるサービスです。
	デイサービス	デイサービスセンターに通って、食事や入浴、訓練等を受けるサービスです。
	ショートステイ	一時的に施設等に入所し、生活に必要な援助を受けるサービスです。
	グループホーム	地域で共同生活を営む知的障害者が日常生活の援助を受けるサービスです。
施設サービス	更生施設	施設に入所または通所して、自立した生活を送るために指導・訓練を受ける施設です。
	療護施設	常時介護が必要な身体障害者が、治療や日常生活に必要な援助を受ける施設です。
	授産施設	施設に入所または通所して、職業の提供や訓練を受ける施設です。（常時の利用者が20人未満の「小規模通所授産施設」は対象となりません。）
	通勤寮	企業等に就労している知的障害者が、自立を目指して日常生活に必要な援助を受けながら生活する施設です。

○福祉施設の計画的整備

市内における障害者福祉施設の整備については、国や東京都の計画等との整合を図りながら、民間法人等の参入を支援するとともに、公共施設等の効率的な活用を検討していきます。

【所管課：障害福祉課、関係各課】

○ふれあい収集の実施

ごみの分別や排出が困難な障害者世帯や高齢者世帯等を対象にした、個別訪問収集サービス「ふれあい収集」を実施しています。

【所管課：ごみ減量推進課】

[参考] 心身障害者(児)通所訓練等

(平成15年3月現在)

施設名(民営)	定員	通所者数 (平成15年5月1日現在)	延べ通所者数	1日平均通所者数
心身障害者通所訓練施設 「どろんこ作業所」	19	19	2,754	11.6
心身障害者通所授産施設 「第一さくらの園」	19	18	3,998	17.5
心身障害者通所授産施設 「第二さくらの園」	19	19	4,479	19.0
心身障害者通所授産施設 「第三さくらの園」	19	11	2,332	9.7
心身障害者通所授産施設 「田無どろんこ作業所」	10	10	1,850	7.9
心身障害者通所授産施設 「ゆずりは作業所」	18	19	4,001	16.4
心身障害者通所授産施設 「ほうや第1福祉作業所」	19	20	3,836	15.7
心身障害者通所授産施設 「ほうや第2福祉作業所」	15	15	3,412	13.9
心身障害者通所授産施設 「ほうや第3福祉作業所」	19	19	3,777	15.4
放課後対策事業 「さざんかクラブ」	65	65	2,184	22.1
放課後対策事業 「ばんび」	20	19	1,123	10.0
地域デイサービス事業 「おかし工房マープル」	10	13	1,563	6.6
心身障害者通所訓練施設 田無障害者福祉センター作業訓練室	15	13	2,602	10.7
心身障害者通所訓練施設 心身障害者生活訓練室	15	13	2,221	9.0
精神障害者共同作業所 サンワーク田無	25	26	4,098	16.5
精神障害者共同作業所 たなし工房	25	21	2,762	11.4
精神障害者共同作業所 コミュニティールーム友訪	15	14	1,972	8.0
精神障害者共同作業所 サンライズ富士	25	24	3,252	13.7

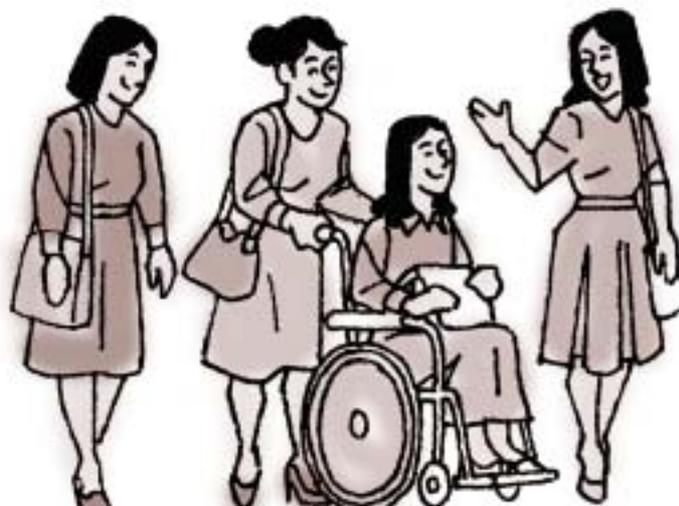
資料：障害福祉課

6. 情報提供・相談体制のしくみづくり

～自立した生活を支える基盤～

基本的な方向性

- ◆ 障害のある人やその家族が抱える様々な問題についての相談や情報提供等を行う体制を整備することは、地域での生活を支援するうえでとても大切であり、安心して、また気軽に利用できる情報提供・相談体制のしくみづくりを進めます。
- ◆ 情報の収集・利用などに大きな支障のある聴覚障害者や視覚障害者に対して、コミュニケーション手段の確保と情報利用の円滑化を推進します。また、必要な情報が知的障害者本人に的確に伝わるよう、情報提供・表示等の方法についても検討を進めます。



具体的な施策展開

(1) 情報提供体制の充実

○福祉情報総合ネットワークの構築

福祉サービスや健康づくりに関する情報を市民一人ひとりに総合的・体系的に提供するため、ホームページを活用した総合的な福祉情報総合ネットワークを構築します。

【所管課：保健福祉総合調整課、関係各課】

○インターネット等の情報技術の活用

インターネット等の情報技術を活用し、各種サービスの内容やサービス提供事業者に関する情報の提供、利用者間の情報交換等を行うネットワークづくりを支援していきます。

【所管課：関係各課】

○新しい相談形態、情報提供方法についての検討

携帯電話等のメールを活用した相談、情報提供等、障害の状況等に配慮した新しい相談形態、情報提供方法について検討を進めます。

【所管課：障害福祉課】

○「心身障害者のしおり」の活用

障害者福祉に関する各種施策を総合的にまとめている「心身障害者のしおり」の内容を充実させ、誰もがわかりやすい冊子とします。また、有効な活用方法を検討し、必要な情報がその情報を必要としている方に的確に伝わるように努めます。

【所管課：障害福祉課】

(2) 相談体制の充実

○相談窓口の充実

生活全般における様々な問題についての相談や、福祉サービス等の利用援助・情報提供などについては、障害福祉課相談窓口を中心にきめ細かく対応し、障害者の地域での生活を支援します。また、解決困難な課題（問題）に対しては、「権利擁護センターあんしん西東京」の苦情相談窓口や、専門性・第三者性を持つ「保健福祉サービス苦情調整委員会」を活用していきます。

【所管課：障害福祉課、関係各課】

○支援費制度利用にあたっての相談体制の充実

支援費制度は、利用者自らが事業者を選択し、事業者と契約してサービスを利用するしくみであり、利用にあたっては適切な情報の取得が大切になってくることから、引き続き、障害福祉課相談窓口における情報提供・相談体制の充実に努め、利用者の円滑な利用を促進します。

【所管課：障害福祉課】

○心身障害者地域生活支援センター事業の推進

地域生活支援センター事業を推進するなど、障害の状況に配慮した情報提供・相談体制のしくみを整えていきます。

【所管課：障害福祉課】

○身体障害者相談員・知的障害者相談員活動の充実

民間の協力者が相談員となり、障害者または家族からの相談に応じ、関係機関と協力して解決にあたる身体障害者相談員・知的障害者相談員の活動に対して、必要な情報の提供を行うなどの支援に努め、相談活動の充実に努めます。

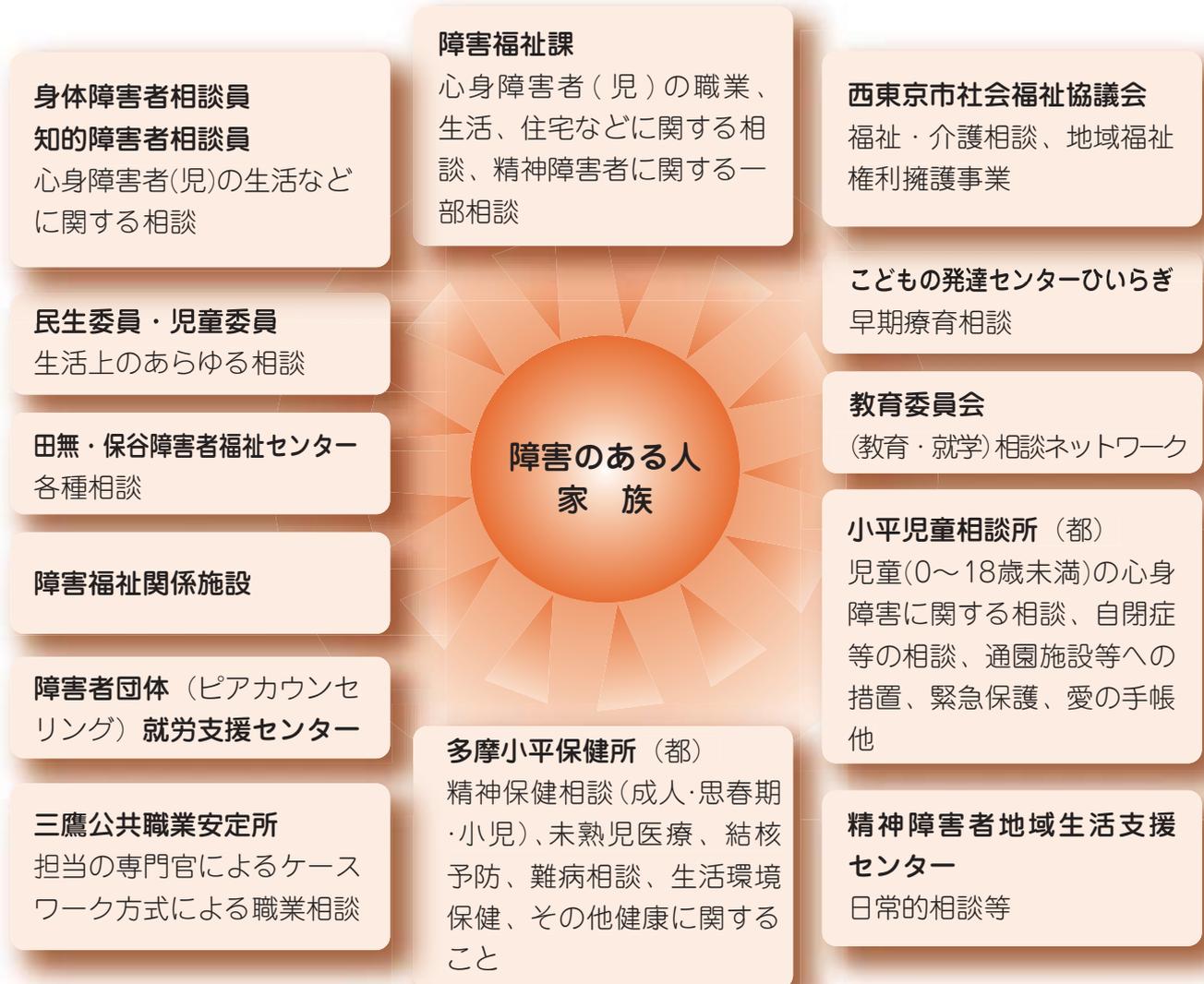
【所管課：東京都、障害福祉課】

○民生委員・児童委員の相談活動の充実

市内を134の地域に分けて、それぞれの地域において生活困窮者、高齢者、障害者、児童、母子など援助を必要とする人の相談・指導・助言など個別援助活動を行っている民生委員・児童委員の相談活動に対して、必要な情報の提供を行うなどの支援に努め、相談活動の充実に努めます。

【所管課：保健福祉総合調整課】

様々な相談窓口



(3) コミュニケーション・情報取得に対する支援の充実

○行政情報の点字化の検討

市が提供する各種情報や個人宛の配付物等については、音声サービス・朗読サービス等及び点字物の利用状況を把握しながら検討していきます。

【所管課：関係各課】

○市ホームページのユニバーサルデザイン対応の促進

西東京市Webにおいて、画面の表示サイズや色を簡単に操作できるツールの活用や、音声読み上げソフトへの対応など、誰もがより快適にホームページの閲覧を行えるよう努めていきます。

【所管課：広報広聴課】

○市役所における窓口対応方法の検討

市役所の窓口対応については、利用者の要望等を把握しながら、障害の状況に配慮した、より利用しやすい対応に努めます。具体的には、車いすに配慮したローカウンターを設置、聴覚障害者に配慮した手話や機器による対応等について検討します。

【所管課：関係各課】

◇その他の施策◇

施策名	内容
手話通訳者の派遣	聴覚及び言語障害者が健聴者との意志の疎通を円滑にするため手話通訳者を派遣する。 【所管課：障害福祉課】
要約筆記者の派遣	聴覚及び言語障害者が健聴者との意志の疎通を円滑にするため要約筆記者を派遣する。 【所管課：（東京盲ろう友の会、東京聴覚障害者自立支援センター）】
身体障害者電話使用料等助成	18歳以上で下肢・体幹及び内部障害者に係る身体障害者1・2級の方及び聴覚障害者でファックスを設置している方に回線使用料・ダイヤル通話料等を助成する。 【所管課：障害福祉課】
郵便による不在者投票制度、代理投票制度、点字投票制度	投票所に行くことが困難な方は、事前に「郵便投票証明書」の交付を受けることにより、郵便による不在者投票ができる。また、投票所で申し出ることにより、からだの不自由な方は代理投票が、点字投票を希望する方は点字投票ができる。 【所管課：選挙管理委員会】